

きずな通信

2020.7月 No.183

所長より

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

新型コロナウイルス感染防止のためにご苦勞が続いていることと思います。

事業の休業等を余儀なくされている事業所様もあるかと思いますが、安全を確保しつつ、事業継続と雇用維持をめざして何とか労使で力を合わせて乗り越えていきたいものです。

当事務所もこの7月1日をもって開業28周年を迎えることができました。

これもひとえに皆様のご支援のおかげであり、深く感謝する次第です。困難な情勢のもとで少しでもお力になれるようにさらに精進していきますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。 橋口 剛和

事務組合きずなの皆様へ、

労働保険料の納付をお願いいたします。納期限7月31日です。(一部事業所様を除く)

また、既に納付いただいている事業所様は、

領収書を送付させていただいております。

領収書が急ぎで必要な場合は、

先行して送付しますので、ご連絡ください。



社会保険適用事業の皆様へ

- 年に一度の社会保険等級の見直し【報酬月額算定基礎届】の手続きがございますので、令和2年6月の給与支給が完了された事業所様は、賃金台帳を当事務所まで送付して下さい。

送付方法はFAX(0985-29-5377)、メール(右上にアドレス掲載)、郵送、どれでも構いませんが、FAXでお送りいただく場合は、この時期混み合っておりますので、送信後にご連絡をいただくと大変ありがたいです。ご協力よろしくお願いいたします。

- 夏季賞与支払いがある事業所様は、ご連絡ください。

①支給日 ②支給した方 ③支給した額(個人別)

賞与にも社会保険料がかかります。控除する社会保険料がご不明な場合はお気軽にご相談下さい



コロナの影響による雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染に伴う、雇用調整助成金について、当事務所でも顧問先様より沢山のご相談をいただいております。

4月1日～6月30日まで、緊急対応期間が設けられておりましたが、まだまだ感染拡大が続く中、緊急対応期間の終期が3ヶ月延長され、9月30日までとされました。

売上が下がり、従業員の雇用維持のために休業を検討している場合などはどうぞ、お早目にご相談ください。